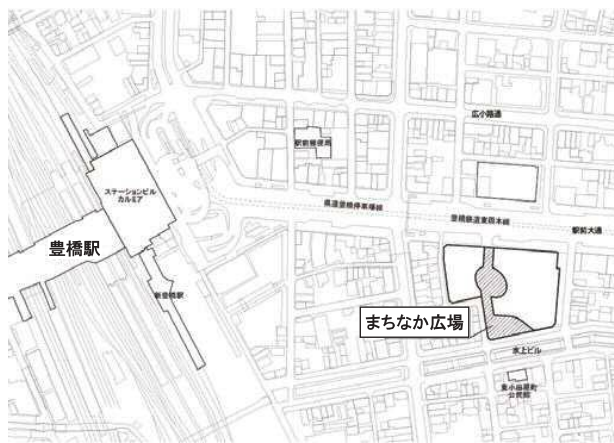


まちなか広場 活用ガイド

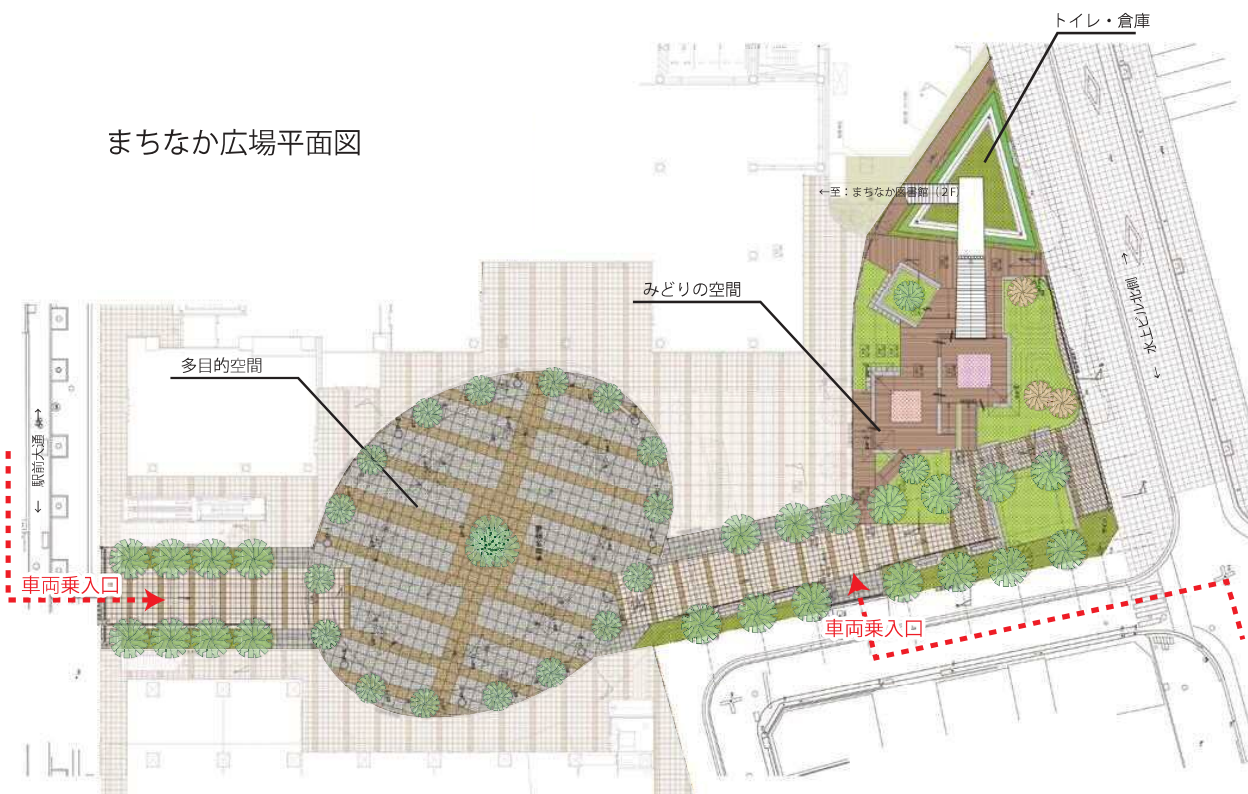


基本情報

- 正式名称 豊橋市まちなか広場
- 所在地 豊橋市駅前大通二丁目 83 番
*豊橋駅から徒歩約 5 分
- 面積 約 2,200 平方メートル



まちなか広場平面図



多目的空間
さまざまなイベントを開催することが可能な多目的空間。
イベント開催など専用使用には事前の申請と使用料が必要です。

みどりの空間
のんびりランチを食べたり日向ぼっこできる憩いの空間。
「だれでも&いつでも」使えます。みんなで譲り合って心地よい時間を楽しみましょう。

専用使用について

専用可能スペースと時間・料金




専用使用とは

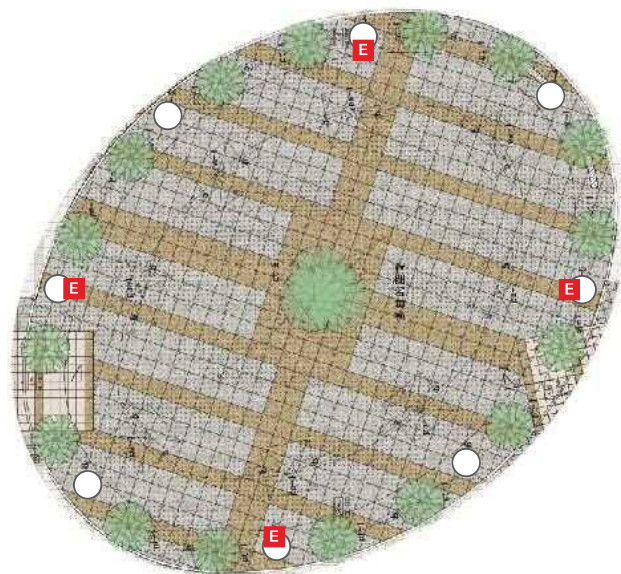
以下の場合を専用使用といい、予約・使用申請などの手続きや使用料の支払いが必要です。

- ① 設置物がある場合など、多目的空間を貸し切って使用する場合
- ② 営利行為を行う場合

専用可能スペース

多目的空間のうち、右図の部分（約 910 平方メートル）

-  …電源ボックス 1500W×2
-  …音響機能付夜間照明灯
-  …植栽



専用可能時間

9 : 00 ~ 21 : 00

使用料

		昼間		夜間	全日
		9 : 00 ▼ 13 : 00	13 : 00 ▼ 17 : 00	17 : 00 ▼ 21 : 00	9 : 00 ▼ 21 : 00
平日	全面使用	¥ 5,100	¥ 5,100	¥ 5,100	¥ 15,300
	半面使用	¥ 2,600	¥ 2,600	¥ 2,600	¥ 7,800
休日	全面使用	¥ 7,700	¥ 7,700	¥ 7,700	¥ 23,100
	半面使用	¥ 3,900	¥ 3,900	¥ 3,900	¥ 11,700

*休日とは、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいいます。



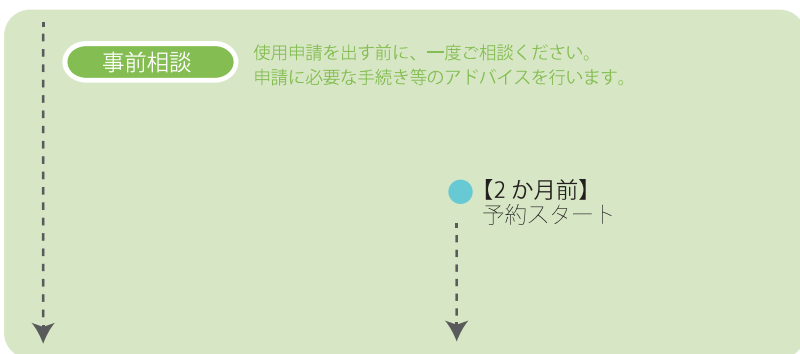
専用使用について

使用までの流れ

予約受付は、全面使用の場合は使用予定日の6ヵ月前から、半面使用の場合は使用予定日の2ヵ月前からです。使用承認を受けた目的以外で使用したり、使用の権利を譲渡または転貸しないでください。



●【6ヵ月前】
予約スタート *先着順に受付を行います。



備品貸出に関するお知らせ

専用使用するには、無料で貸出可能な備品を準備しております。

使用申請者には、詳細が決まり次第個別にご案内します。尚、この「まちなか広場活用ガイド」にも詳細を掲載いたしますので、検討中の方は、しばらくお待ちください。

●【21日前】
「使用承認申請書」提出

◀◀◀ 豊橋市による審査・承認

●「使用承認書」・「納付書」受取

●【納付書記載期限】
使用料支払

● 車止め・電源ボックスのカギの受取

●【21日前】
「使用承認申請書」提出

◀◀◀ 豊橋市による審査・承認

●「使用承認書」・「納付書」受取

●【納付書記載期限】
使用料支払

● 車止め・電源ボックスのカギの受取

●【7日前】
「備品借用承認申請書」提出

◀◀◀ 豊橋市による審査・承認

●「使用承認書」受取

● 備品倉庫のカギの受取

広場の使用

● カギの返却

● カギの返却

● カギの返却

●【1週間以内】
「使用報告書」提出

●【1週間以内】
「使用報告書」提出

●【1週間以内】
「備品借用完了報告書」提出



専用使用について

使用限度や申請方法など

一か月の使用限度

- ① 連続6日まで専用使用することができます。
- ② 土日祝日は、月内3日以上使用することはできません。

事前相談について

まちなか広場ではじめて企画されるイベントは、「使用計画案」・「図面」等を持参し、まちなか活性課にて打ち合わせを行います。打ち合わせの日時は、事前にご相談ください。

同じ主催者が、同じイベントを複数回行う場合、二回目以降の事前相談は、メール・電話等で可能です。

使用申請方法

事前相談が終わったら、「使用承認申請書」をまちなか活性課に持参・郵送・FAX・メールいずれかの方法で提出します。

車両の乗り入れ

許可車両は、多目的空間に乗り入れ可能です。車両の乗入の際は広場利用者の安全に配慮してください。

変更について

- ① 申請内容を変更する場合は、使用予定日の21日前までに「使用承認変更申請書」に「使用承認書」を添付して提出してください。
既に使用料を納付した方には、変更後の使用料が納付額を下回る場合、差額を返金しますので「還付請求書」を提出してください。反対に納付額を上回る場合、差額分の納付書を送付しますので、納付書記載期限までにお支払ください。
- ② 変更ができるのは、一回限りです。

キャンセルについて

使用予定日より21日前までに「使用承認取消申請書」に「使用承認書」を添付し提出してください。

既に使用料を納付済の場合は全額返金しますので「還付請求書」を提出してください。

料金の減免について

減免額は以下の通りです。減免申請したい場合は「使用承認申請書」と同時に「使用料減免申請書」を提出してください。

- ① 豊橋市又は豊橋市教育委員会が主催又は共催する行事・・・免除
- ② その他市長が特に必要と認める行事・・・・・・・・・・市長が定める金額



まちなか
広場

その他関係機関への 必要な申請・届出

使用したい内容によっては、関係機関への申請や届出が必要な場合があります。申請者は、活動の実施までに申請・届出を済ませ、承諾書等のコピーをまちなか活性課まで提出してください(メール可)。主な窓口は以下のとおりです。

活動内容	申請・届出	申請先
食品の調理や販売をする活動 (商業活動とみなされるもの)	営業許可申請	豊橋市生活衛生課 0532-39-9124
食品の調理や販売をする活動 (商業活動とみなされないもの)	臨時出店届	
酒類の販売	期限付酒類小売業免許届	豊橋税務署 0532-52-6201
火器器具等を使用する露店や屋台の開設	露店等の開設届	豊橋市中消防署 0532-52-0119
歩道や周辺道路へ影響が考えられる活動	事前相談	豊橋警察署 交通課 0532-54-0110

* 詳細は各申請先にお問い合わせください。

まちなか
広場



禁止事項

-
- ・スケートボード・ローラースケート等をする事
 - ・喫煙
 - ・汚水を流すこと
 - ・直火をおこすこと
 - ・広場の施設を損傷し、又は汚損すること
 - ・他の広場利用者や周辺施設、住宅に迷惑や危険を及ぼすこと
 - ・広場利用者の通行を妨げること
 - ・宗教等の勧誘行為を行うこと
 - ・許可のない車両を乗り入れること
 - ・許可なくものを置いたり、売ったりすること
 - ・許可なく印刷物、看板等を掲示すること など

まちなか
広場



その他

-
- ・周辺の駐車場、豊橋駅東口自転車等駐輪場をご利用ください。広場に駐車場・駐輪場はありません。
 - ・広場に備え付けのごみ箱はありません。ごみは各自お持ち帰りをお願いします。

みんなが気持ちよく使える広場にしましょう。



申請書類のダウンロード

申請に必要な書類は以下のHPからダウンロードすることができます。
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/48118.htm>

お問合せ先 豊橋市役所 都市計画部 まちなか活性課

受付時間 平日 8:30~17:15

TEL 0532-55-8101 FAX 0532-55-8100 MAIL machinaka@city.toyohashi.lg.jp

住所 〒440-0897 豊橋市松葉町 2-10